

日田市自治基本条例

パブリックコメントでの意見

及び市の考え方について

[ 平成30年 3月27日 ]

日 田 市



# パブリックコメントでの意見及び市の考え方について

－ 日田市自治基本条例 －

※表中の『意見の内容』欄は、意見提出者の記述を可能な限り忠実に記載しています。

	意見の内容	意見に対する市の考え方 (考慮した結果及びその理由)
1	<p>【意見の項目】 地域コミュニティの役割等 ー第7条関係ー</p> <p>【ご意見・ご提案の内容】 自治会には広報配布等に対して市から事務委託費が支払われているものの、自治会によっては行事の遂行や住民への連絡、災害時の対応等多くの仕事をしている班長に手当などを渡していないところもある。各自治会は収支の詳細な状況を総会等で住民に明らかにすべきと考える。</p> <p>【提案する対応等】 市から自治会に交付される事務委託費は公金の支出であることから、請求にあたって各自治会に対して決算書の添付を義務付けるなど「日田市自治会規程」を改正する。</p>	<p>自治基本条例では、自治会をはじめとする地域のコミュニティに「活動内容や運営状況を明らかにし、地域住民から理解と共感を得られるよう努める」ことを規定しています。一方で自治会の運営に対して行政はその自主性を尊重することを規定しています。</p> <p>ー第7条関係ー</p> <p>市民参画と協働によるまちづくりを進める上で、地域のコミュニティによる地域住民に対する説明と市民がその活動を理解することは必須と考えています。</p> <p>いただいた意見は、自治会等に対して積極的に地域住民へ情報を提供するよう働きかけを行うなど、今後の取組を推進する上での参考とします。</p>
2	<p>【意見の項目】 危機管理 ー第26条関係ー</p> <p>【ご意見・ご提案の内容】 自然災害から住民の方々の方々のインフラ・安全等を守る仕組の強化。自主防災も生活の一部に取り入れて地域間・地域内の連帯の強化。これらに重点を置いて他の地域にない取組みを進め、万一の大災害に備えていく必要があるのではと思います。 ディフェンスの強化と災害へのイメージ・感性を高める必要があると思います。</p> <p>【提案する対応等】 電柱の2倍以上にもなっている伐期をとっくに過ぎた杉・ヒノキ等は来るといいう確度の高いスーパー台風の下では被害を招き孤立地が多く出来てしまう。急傾斜地のガケくずれ等の危険地帯も多く、その危険性を先般の水害を参考に3Dマップ等を用い、予測し、防ぐ仕組みと住民個人個人の防災減災意識を日常から高める仕組と規約が今必要。</p>	<p>行政にはインフラの整備を含めて危機管理体制を整備することが求められます。また、自治基本条例では、市民に自らの安全の確保や、地域コミュニティによる防災訓練など通して災害に備えておくことを規定しています。</p> <p>ー第26条関係ー</p> <p>災害への備えとして、インフラ整備をはじめとする減災対策と市民等の防災意識を高める取組は重要と考えています。このため、行政によるハザードマップの整備や山林の保全活動の推進のほか、自主防災組織の充実に努めるとともに防災士の養成や防災士間の連携を深めるための組織づくりを進めることとしています。</p> <p>いただいた意見は、施策の拡充と今後の取組を推進する上での参考とします。</p>

	意見の内容	意見に対する市の考え方 (考慮した結果及びその理由)
3	<p><b>【意見の項目】</b> 地域コミュニティの役割等 ー第7条関係ー</p> <p><b>【ご意見・ご提案の内容】</b> 天瀬町の一般の人は、何が行われているかわかってない状況である。天瀬町のような5000人規模の振興協議会は、面積も広く、水系も違うのでまとまりにくい！さらに、振興協議会の規模が大きいと、結果として協議会のメンバーの人数も多くなるので、まとまるのがなおさら難しい。私が調べたところでは、日田市の各地区の振興協議会は、多くても1000人規模である。このままでは、急激に進む過疎化の天瀬町の皆の意見が、まとまらず取り残される。御考察をお願いします。</p> <p><b>【提案する対応等】</b> 天瀬町の振興協議会を3つ以上（五馬地区、合田地区、天ヶ瀬地区、馬原地区 etc）に分けてほしい。又、一般の人でも参加できる体制にしてほしい。</p>	<p>自治基本条例では、地域のコミュニティに地域住民の参加と協力の機会を確保することについて規定しています。また、行政にはこれらに対する支援のほか助言することについて規定しています。</p> <p style="text-align: right;">ー第7条関係ー</p> <p>地域のコミュニティが活動を円滑に進めるためには、地域住民の理解と共感を得ることが必要と考えています。このため、多くの市民の意見がコミュニティの活動に反映できるよう体制を整備することについて、各種の団体に働きかけを行います。</p> <p>また、住民のニーズにきめ細かく対応するための住民自治組織の仕組みづくりにあたっては、市民参画と協働の観点から関係者の合意を基本として取組を進めることとします。</p> <p>なお、各地区の振興協議会は任意に組織された団体であるものの、10,000人を超える規模の団体もあり、抱えている課題も多様化していることから、その運営に関して課題を抱えている団体には、自主性を尊重したうえで必要な支援や助言を行うこととします。</p> <p>いただいた意見は、これらの取組を推進する上での参考とします。</p>

	意見の内容	意見に対する市の考え方 (考慮した結果及びその理由)
4	<p>【意見の項目】 地域コミュニティの役割等 ー第7条関係ー 市民参画 ー第21条関係ー</p> <p>【ご意見・ご提案の内容】 現在、天瀬町に設置されている「天瀬振興協議会」の見直し変更について意見提案をする。 改革理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民要望は振興協議会を通さなければ、市の行政当局に届かない状態になっておりますが、今の運営状態を見るとそのスピード感がなく、現状の振興協議会が、町全体の要望事項をまとめるという事は、十分な活動を詐害しているように思われる。</li> <li>●事務局についてもその本来の活動を進める上で、振興局が市民の意見を途中で調整してしまい、抽象的な要望にすり替わってしまっている。</li> <li>●天瀬町の今日までの成り立ちから見ても、地形的、歴史的、生活的な観点では、地域特性が大きく違い、これを一つにまとめる事は、組織人口が日田市の他の振興局と比べて単位が大きすぎ、実態に沿っていない。</li> <li>●市民要望は振興協議会を経由しないでも、直接市当局に要望できるよう改善されたい。</li> </ul> <p>【提案する対応等】 見直し改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●天瀬町全体を1つの振興協議会で運営されているが、これを馬原・合田・天瀬・五馬地区別に、3～4つに分割した協議会に見直してもらいたい。(地域割りに関しては、検討の中で線引きをする)</li> <li>●事務局については現在、天瀬振興局が担当しているが、これを上記分割された振興協議会が、各自で設置・運営できる様に改める。</li> </ul>	<p>自治基本条例では、地域のコミュニティに地域住民の参加と協力の機会を確保することについて規定しています。また、行政には市民の意見や要望、提案を受け付け、誠実に対応することについて規定しています。</p> <p style="text-align: right;">ー第7条関係ー ー第21条関係ー</p> <p>地域住民の合意形成が必要と考えられる要望事項などについては、各振興協議会等が調整する場合がありますが、市民の意見や要望は、振興協議会等によるもの以外であっても、行政に提出することができます。このため、市内には振興協議会を設置しない地域もあるほか、自治体等を単位として行政に対する要望を行う地域もあります。</p> <p>なお、振興協議会は任意に組織された団体であるものの、協議会が抱える課題の解決に向けて団体の自主性を尊重したうえで、必要な支援を行うほか、多くの市民の意見が反映できるよう体制を整備することについて働きかけを行います。</p> <p>いただいた意見は、これからの取組の参考とします。</p>

パブリックコメント数： 4名4件